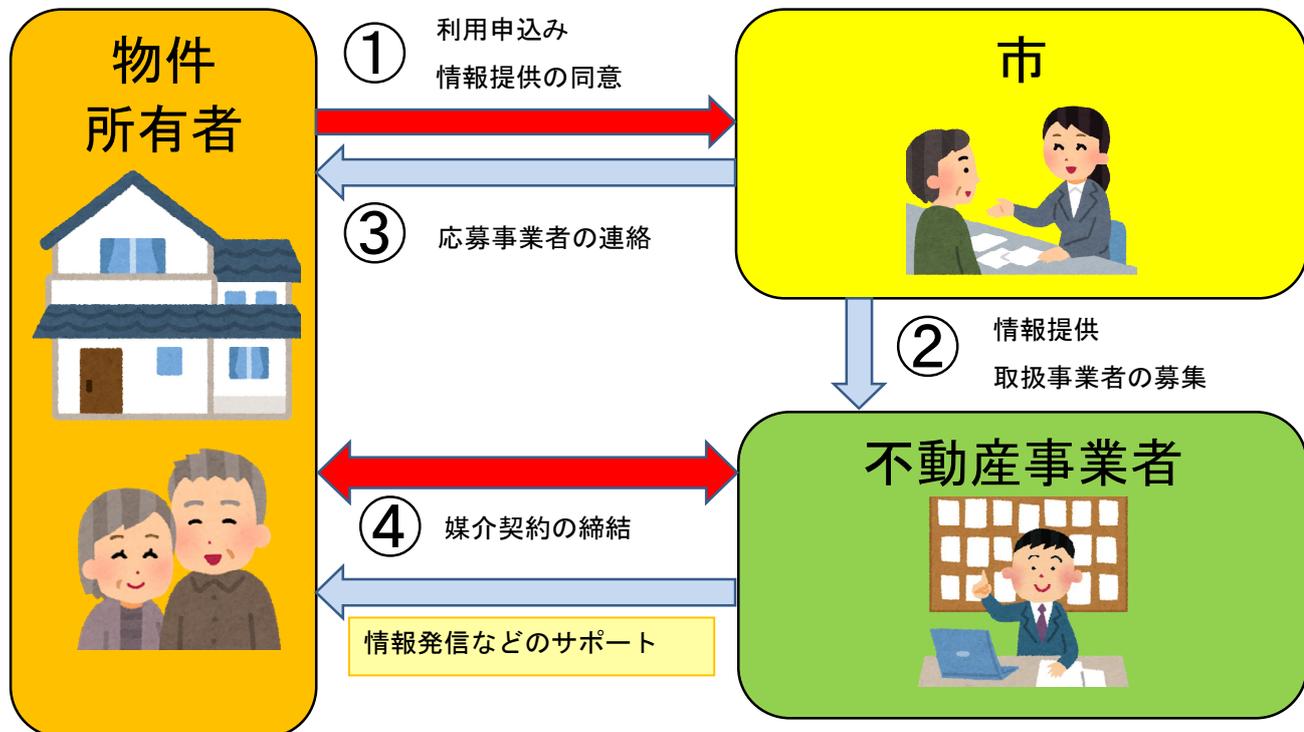


空き家バンクの手続きについて

空き家バンクとは

空き家の流通を促進することで空き家の老朽化を予防し、移住定住の促進につなげる制度です。売買や賃貸を希望する所有者から提供を受けた情報を市内の不動産業者に提供し、不動産の専門サイトに掲載することで、広く物件の情報発信を行う制度です。その他不動産事業者によるサポートを受けることができます。



空き家バンクの対象って

裏面の「空き家バンク事前チェックシート」で、必要な項目をチェックしましょう。
全ての項目に当てはまれば、空き家バンク利用の対象となります。

申請に必要な書類は

申請には以下の書類が必要です。

- (1) 空き家バンク利用申請書兼情報提供同意書（様式第8号）
- (2) 物件アンケート（空き家用・空き地用）（様式第9号）
- (3) 登記事項証明書（建物・土地）（空き地の場合は土地のみ）※法務局で入手できます。
- (4) 地図又は地図に準じる図面（法務局で入手できます。）
- (5) 現況がわかる写真（申請日の3ヶ月前以降が目安です。）

申請した後はどうするの

市が、市内の不動産事業者（登録制）に物件の情報を提供して、取り扱いを希望する事業者を募集します。
応募結果を連絡しますので、その後、不動産事業者に連絡をお願いします。
※空き家バンクでは、1つの事業者に依頼する専属専任媒介契約または専任媒介契約をお薦めしています。

